

## 賠償問題と海外建設事情

小 栗 良 知\*

戦後東南アジアの諸国はほとんどすべてが独立した。そして各国は、日本の明治維新の際と同様みな振興の意気に燃えてそれぞれ経済建設計画を着々実行中であり、それと同時に欧米諸大国の政治力を加味した援助計画や、中小国家の国策的貿易政策のルツポの中におかれている。一方わが国は、戦争賠償としてすでにきまつたビルマ、ヒリッピンのみでも年間 180 億円にも達しようとする賠償金を今後長いもので 20 年間、すなわち孫子の代まで支払うことになっている。しかしわれわれは悲観することはない。大国の政治的野心とは別に、東亜の先進国日本は東亜民族のため当然つくすべき任務と考え、将来の発展の基礎となすべきである。私はこの意味において、賠償と建設の問題につき少し論及してみよう。

### 1. ビルマ賠償について

ビルマとの賠償は、昭和 29 年 11 月 5 日調印され、昭和 30 年 4 月 16 日批准を交換し効力を発生したものであるが、その実施細目の取きめは同年 11 月 18 日よりやく妥結をみて実施の段階に入つたのである。賠償の根本は、サンフランシスコ平和条約にもとづいて、戦争中に日本国が与えた損害および苦痛を償うため、ビルマに対しては年平均 72 億円の価値を有する日本人の役務および日本国の生産物を 10 年間供与することである。なお賠償とは別であるが、同時に年 18 億円 10 年間同様な主旨の経済協力を約束している。なお本協定の付属書には、19 項目にわたりビルマ連邦の経済の回復および発展並びに社会福祉の増進に寄与する事業があげられている。うち建設事業に関係するものを列記すれば次のとおりである。

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| ○水力発電所の建設                  | ○肥料工場の建設   |
| ○製鉄所の建設                    | ○鉄道の復旧     |
| ○港湾施設の復旧                   | ○造船所の建設    |
| ○病院の建設および医療の提供             | ○セメント工場の建設 |
| ○ビルマ人の技術者および学生の日本国における教育   | ○塩田の開発     |
| ○ビルマ人の技術者および学生のビルマにおける技術訓練 | ○砂糖工場の建設   |
|                            | ○化学工場の建設   |
|                            | ○河川運送施設の復旧 |
|                            | ○非鉄金属工場の建設 |
|                            | ○機械工場の建設   |

賠償協定の運営は、種々の手続に関する交換公文および合意議事録により進められており、ビルマ連邦から

は、ビルマ賠償使節団が東京に常駐してその事務に当っている。この取きめ中おなる点は、

(1) ビルマ賠償使節団は、各年度ごとの実施計画を日本政府の合意のもとに作成し、それにもとづいて日本の業者と直接円表示商業条件で契約する。

(2) 日本政府は、協定や実施細目および実施計画等に合致するかどうか確かめて認証する。

(3) 契約ができ、認証されれば、支払条件にもとづいて東京銀行または富士銀行に支払い、契約者はビルマ賠償使節団のサインにより銀行から金を受取る。

(4) 日本政府は業者を推薦することができるが、ビルマ側はこれに拘束はされない。

(5) 契約の責任者はビルマ賠償使節団と日本の契約者で日本政府ではない。

現在提出されている実施計画の内容は、目的により A, B, C, D の 4 種に分類され、建設関係は大部分 A に属し、バルーチャン水力発電所建設にかかっている。31 年度実施計画は目下作製中であり、賠償全体 720 億円のうち現在実施計画のきまつたものは約 100 億円、うち 30 年度は 56 億円であつたが、契約ができ、年度末に支払つたのは 3 億円たらずであつた。

バルーチャン水力発電所計画とは、ビルマ中東部サルウィン河の右支川バルーチャン地点に 3 カ所の水路式発電所および人造湖をつくり、最大発電力合計 24 万 kW、年間総発生電力量 1 727 700 MWH の電力をつくり、400 km 離れたランゲーン始め主要都市に送電し、諸産業の開発に資せんとするものであるが、賠償による第一次計画は、その第二発電所(容量 84 000 kW、工費約 80 億円)を建設するものであり、計画、調査、設計を日本工営 K K が、工事の監督を鹿島建設 K K が実施中である。

### 2. ヒリッピンその他諸国への賠償

ヒリッピンへの賠償は幾多の曲折を経て本年 5 月 9 日マニラにおいて調印された。わが国における両国会の承認も済み、比国側の批准を待つ段階にある。しかし現実には昭和 28 年 3 月の中間賠償協定にもとづいて、マニラ湾における沈船引揚作業が行われている。その賠償総額は 1 980 億円を最初の 10 年に 90 億円づつ、後の 10 年は 108 億円づつ供与することになっており、なお経済開発借款として 900 億円をフィリピンの民間商社または国民に、日本国の民間商社または国民より行われる

\* 正員、外務省アジア局賠償部業務課兼建設省技術調査官付

ことを約束している。その実施の要領はビルマのそれと大体似ているので省略するが付属書にかかげられた項目のうち建設関係を列記すれば次のようなものがある。

- a) 農業水産開発諸計画：かんがい、製材その他農業諸工場
- b) 電源開発諸計画：水力、火力発電所および付属施設
- c) 鉱産資源開発諸計画：採鉱施設および製錬諸工場
- d) 工業開発諸計画：各種工業工場
- e) 運輸通信開発諸計画：鉄道、通信、船舶関係
- f) 公共事業諸計画：管、水門、住宅、飛行場、港湾、公共建物、道路橋梁等の建設および資材
- g) その他の諸計画、教育、衛生、研究施設、測量、埋立等

以上の諸計画は協定の効力発生後ただちに実施計画がたてられ具体化することになっている。

次にインドネシアとは昭和 28 年 12 月沈船引揚中間賠償協定が作案されたが、実施に至らずヒリッピンが片付いた今日両国政府はこれが妥結を目下交渉中である。

ヴェトナムとも昭和 28 年 6 月沈船引揚賠償が上げられたが正式調印に至らず、むしろ最近ではそれ以外で賠償を行いたい意向を示している。

カンボジアは昭和 29 年 11 月対日賠償請求権を放棄してき、ラオスとの間には従来何ら交渉が行われていない。

### 3. 海外建設事情

貿易商品に関する海外入札引合状況は日々各種の情報が入手され、それぞれ各部門で対策が講ぜられているが、建設に関するものについては情報も不確実、不十分でわが国まで達する数も少なく、時期を失するものが多く、また日本国内においてもその引受態勢が整っていないのが現状である。いささかの資料から最近の東南アジア関係の国際入札建設事業を紹介しよう。

台湾 大甲溪谷 55 万 kW 電源開発 10 カ年計画の実施。  
ベトナム ダンヤム河に 45 万 kW の発電所建設、調査設計は日本工営 K K が実施中。

カンボジャ 道路建設 (約 90 億円) わが国業界から応募の予定。

ラオス メコン河上流に 5000 kW の発電所建設予定。  
タイ メナム河に常時 16 万 kW、最大 23 万 kW、およびバンコックに 8 万 kW の火力発電所建設予定、その他道路 120 km、鉄道橋梁 500 t がある。

ビルマ 賠償以外に 1 万坪の中央病院、ラングーン港拡張工事、飛行場建設、シッタン河架橋工事がある。

ヒリッピン 賠償は不明であるが、マニラ湾しゆんせつ機械プラント、合計容量 14 万 kW の水力発電所建設中。

インドネシア 今年より 5 カ年計画で総額 10 億ドルで鉱業、電源開発、工業、かんがい、交通その他事業計画。

パキスタン 11 億円を予想する 国立銀行入札 公募中、8 万 kW 発電所建設中、25 万 kW 発電に日本参加を望む。

インド コナールダム完成、長さ 2.5 マイルのアースダム、高さ 160 ft、湛水面積 10.5 mile<sup>2</sup>、多目的ダムである。その他各地発電所機械類に日本より応札しているがコンサルティングの面で失敗している例が多い。

クエイト 総工費 60 億円で大規模な港湾工事に日本の参加を招請している。

サウジアラビア 延長 1600 km のリヤード鉄道新設、車両その他一切の設備の計画公募中、さきに入札したヘジャース鉄道も再入札、日本よりも参加の予定。

イラク 工場用住宅 818 戸および付属施設並びに上下水道工事近日入札の予定。

エジプト 8230 億円で開発 10 カ年計画をたて、鉄道、通信、高速道路、上下水施設、発電所、ダム、砂漠地方の開拓等の実施設計者を望んでいる。

シリア 総工費 137 億円で排水、かんがい、道路橋梁工事建設中。

以上のごとく、海外主として東南アジア、中近東の諸国においては、各種の建設事業が計画または実行中であり、上例はその冰山の一角にすぎないと思われる。

これらの各国は、第二次世界大戦後それぞれの民族により独立し、新興の意気に燃えたそれらの各国はそれぞれ数年の経済自立計画を樹立して文化国家の建設にまい進している。そのためには当然土木建築事業がその計画の基礎となつていことは、いまさらいうまでもない事実である。しかし各国の経済状態はまちまちであり、例えば、サウジアラビアのごとく、その石油資源の見返りで入手した外貨の豊富な国もあり、思いきつた大建設計画を建てるところもあるし、日本の賠償金をあてにして地味な計画ではあるが国内体勢を整えつつある国もある。いずれにしても資材、機具、技能等の点において欠ける面が大であり、資金の点においても先進国からの融資、借款等やりくりが必要であり、それらの総合的な注入がぜひ必要であるわけである。

また政治的にみると、米・ソの要人の東南アジアにおける訪問もしげく、両陣営からの資金の融通も採算を度外視して行われているが、日本の明治維新にもいたる各国は、第一次、第二次世界大戦の先例よりして、強国のヒモツキとなることには極度に神経質であり、現在自国に存在する既得外国権益の排除にも積極的である。そのため、第二次大戦後武力的には無能力化し白紙に還元し、技術、貿易を主体としたわが国がかえって人気があり、意外の点で好評を博している。しかしこの人気も実績次第であり、えてしてわが国の業者のうちには“安かろう、悪かろう”の仕事をして、外国人はもとより自国業者からも悪評を受ける例がすでに出ており、日本政府

としても、業者のすいせん、入札の正常化、検査制度の確立等について統制のある態度を取るべきである。

これらの要開発国がいかなる種類の建設工事を望んでいるかということは、国によりそれぞれ違いがあり、財政能力その他で異なり、また未計画のものもあり確定したことはいえないが、前述のごとく新興国家のために人材にとぼしく、建設事業の調査、測量、設計はもとより計画の面から手始めなければならず、わが国の通例のごとく、設計書が整然とできていてそのとおりに工事を遂行するような入札工事はごくまれである。そして工事以前の計画に必要な事項のみの入札もたびたび行われるが、これは主として大工事についての場合が大部分で、中小以下ともなれば、調査、測量、設計はサービスの一部となる場合がしばしば起りうる。これらの工事が確実に落札入手できればそれに要した労力も資金も問題ではないが、国際間の複雑な工事入札であるから、当然得らるべきものが、鳶に油揚のごとく徒労に帰する場合もよく経験する。これらの事実からしてもコンサルティングに必要な経費を、工事入手の目先が不確実な業者に負わすことは適当でなく、わが国の建設業の健全な海外進出のためには、日本の政府機関および政府があと押しをする業者の団体の組織の力をもつて、政府資金、その他の金を活用して当然コンサルタントグループを育成すべきであろう。計画を日本の技術者が行えば、その工事の仕様、材料、機械は当然わが国の業者に有利となり、工事も引続き落札できることは過去の事例からしても明白である。賠償役務の活用等もこのあたりに大いに意義が考えられよう。

#### 4. 政府民間機構の概要

外務省はその性格上もちろん国の外交の面を担当するものであるが、外交といつても別に特殊な事項はごくまれなことであり、日常の業務の主体をなすものは各省に関係する業務の対外国との接衝問題であり、なかでもわが国貿易に関する事項がその大部分をしめることは明瞭である。

現在ある通商産業省は、ここ数年の間に商工省、軍

需省、大東亜省等と種々その名称が変つたが、対外貿易に関する主務官庁であるので一番外務省と密接な関係を有し、人事の交流も常に行われている。このことは外務公務員法にも決められており、財務、商務、農務、労働に関する外交事務に従事している職員の数は国外だけでも数十名に達し、そのうちおもなものはもちろん通産省であり、ついで大蔵省、農林省、運輸省、郵政省、文部省等ほとんど各省にわたつてなんらかの方法で海外にいわゆる外交官その他の形で進出しているが、長期におよんで出ていないのは建設省くらいである。これらは主として書記官または領事として外交事務の補佐をしているのであり、世界各地よりその国の主として経済状況、法律関係、貿易商品の入札引合等を公信、公電その他経済情報として毎日定期にも臨時にもわが国外務省および関係各省並びに各機関に連絡しつつあるのである。

今後建設事業が海外に発展を期待する以上どうしてもこれらの政府機関の援助および通信機構を利用せざるを得ないし、またその方が得策であり、建設関係の専門の技術外交官を海外主要都市に常駐させ、建設事業に関する諸外国の法律、経済状況、合併事業の問題、新技術研究等あらゆる方面の情報を十分に調査報告させることが得策と考えられる。なお東南アジア、中近東方面の後進地域には、本国各機関とも連絡を密にして、コンサルティングエンジニアとしての役割を果し、上記の各情報とともに、その地の気候、利用資源、労力等すべての問題についての情報をながし、わが国建設事業の進出の手引をなし、国際入札に際し他国に遅れをとらぬよう指導することが必要であると考えらる。

民間貿易関係においては、各種の貿易商社が歴史も古く国内はもちろん国外に活躍していることはいまさらいうまでもない。その他プラント輸出組合とか、海外貿易振興会（ゼトロ）とかの政府補助の組織があつて内外にわたつて貿易の振興に努力しているが、建設業界においては昨年6月海外建設協力が発足し、わが国建設事業関係会社の大部分が協力会員となつて海外発展を意図しているが、まだ発足以来日も浅く海外駐在員もビルマへ1名にすぎず今後の発展が期待されている。

---

## 学会備付年報、要覧等（国内）一覧（8）

昭.31.1.～6. 間に寄贈または交換により受領の分

### 1. 官公庁関係

○昭.30 年度全国学協会要覧—自然科学—（文部省大学学術局学術情報室） ○土木研究所年報 昭 29 年度  
○鉄道技術研究所の概要 昭 31 年版

### 2. 学校関係

○京大工学研究 19輯 ○東京都大工学部研究一覧 昭.30.1.～12.

### 3. 官公庁、学校関係以外 なし

付記 学会備付年報、要覧等（国内）一覧（7）は 41—6・p.14 に掲載